

京都市契約事務規則第28条の10の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

平成25年5月20日

京都市長 門川 大作

[掲載順序]

- 1 業務の名称及び数量
 - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 3 契約の相手方を決定した日
 - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
 - 5 契約金額
 - 6 契約の相手方を決定した手続き
 - 7 随意契約によることとした理由
-
- 1 京都市役所のインターネットを活用した情報発信機能の確立に関する設定及び保守運用管理委託
 - 2 京都市総合企画局情報化推進室
京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2
 - 3 平成25年4月1日
 - 4 公益財団法人 京都高度技術研究所
京都市下京区中堂寺南町134番地
 - 5 59,997,000円
 - 6 随意契約
 - 7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項1号該当

（総合企画局情報化推進室）